

子育て世帯の方へお知らせ 低所得者支援金（令和6年度こども加算）

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得者世帯への給付の加算として低所得者支援金（こども加算）を支給します。

1. 支給対象世帯

基準日（令和6年6月3日）現在、嬉野市に住民票がある世帯で、
令和6年度新たに住民税非課税となった世帯及び住民税均等割のみ課税となった世帯に支給される低所得者支援給付金（1世帯あたり10万円）の支給対象世帯であって、支給対象児童を扶養されている世帯

2. 支給対象児童

令和6年6月3日現在、支給対象世帯と同一世帯にいる18歳以下の児童
（平成18年4月2日以降生まれ）

※施設に入所している児童（住所を異動していない場合も含む）は対象になりません。

※例外的に対象となる児童（申請が必要です）

- ・令和6年6月4日以降に生まれた児童
- ・入寮等の理由で、令和6年6月3日時点においては他の住所地に住民票があるが、支給対象世帯と生計が同一である児童

3. 支給額

支給対象児童1人あたり5万円（世帯主に支給対象児童分を合算して支給します）

支給にあたっては、
申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

お問い合わせ



嬉野市役所 子育て未来課（塩田庁舎）

0954-66-9121

受付時間 平日 9:00～17:00

(裏面)

4. 支援金の支給手続き

▶ 支援金は、**申請不要** で受け取ることができます。

対象者（世帯主）には事前通知を送付します。

支援金は嬉野市低所得者支援給付金（1世帯あたり10万円）を受給された口座へ振り込みます。

【ご注意ください】

下記（ⅠまたはⅡ）にあてはまる場合は、確認書に記載の期日までにお問い合わせ先へご連絡ください。 辞退や口座変更に必要な書類を送付します。

- Ⅰ 支援金の支給を希望しない場合
- Ⅱ 確認書に記載の口座を解約している等の場合

5. 申請が必要な場合

▶ 次の場合は、給付金の支給を受けるために、**申請が必要** です。

1. 嬉野市低所得者支援給付金（1世帯あたり10万円）の支給対象世帯で
 - ・ 令和6年6月4日以降に生まれた児童を扶養している世帯
⇒ 後日、申請書を送付します。
 - ・ 令和6年6月3日現在において、入寮等の理由で他の住所地に住民票がある児童を扶養している世帯
⇒ 下記のお問い合わせ先へご連絡ください。申請書を送付します。

申請期限 令和6年10月31日（木）まで

※ 離婚協議等による別居、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの諸事情がある場合は担当窓口へご相談ください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

※物価高騰対策給付金に係る差し押さえ禁止等に関する法律施行規則に基づき、この支援金は差押禁止等及び税法上における非課税の対象となります。

お問い合わせ



嬉野市役所 子育て未来課（塩田庁舎）

0954-66-9121

受付時間 平日 9:00～17:00